

茨城県土木部 用地課

1 / 3 頁

様  
用地取得対策・管理グループ  
様

令和6年(2024年)6月10日  
常陸太田市  
幡町・亀作町・高貫町他  
市道0139号線利害関係者一同  
代表 四季の丘 はたそめ自治会  
会長 様

常陸太田市「市道0139号線整備事業」  
事業認定告示に関する質問とご回答依頼 及び あっせん依頼の件

令和6年6月7日常陸太田市建設部建設課より下記の文書を渡され、ご説明を受けました。

文書1：令和6年6月6日付 「常陸太田市道0139号線 事業認定の告示について」

文書2：同上付属書類

「常陸太田市道0139号線新設工事（茨城県常陸太田市亀作町字浅川地内から同市亀作町朝檜部地内まで及び同市亀作町字赤坂地内から同市真弓町字屏風嶽国有林地内まで）及び日立市道6750号線新設工事並びにこれに伴う農業用水路付替工事の施行に伴う補償等についてのお知らせ」

【以下 本文内では文書1、文書2と呼ぶ。以下同様。】

同日、常陸太田市建設部からは文書1および文書2に関する説明を頂きましたが、事業認定における、下記の文書に関しては一切のご説明はありませんでした。

文書3：令和5年度第1回茨城県事業認定審議会 議事要旨

文書4：茨事審第1号 令和6年4月15日発 事業の認定に関する処分について（答申）

文書5：意見書及び公聴会における主な反対意見の要旨と当該意見に対する事業認定庁の見解

文書3～5は茨城県用地課および事業認定審議会会長が作成した文書ですので、これに関して常陸太田市が説明する義務や責任は無いのかもしれませんが、あまりにも非常識だと感じます。

文書4の「附帯意見」には、本件事業の実施にあたっては住民への説明を丁寧に行い、合意形成を図ることに留意しながら推進されたい、また文書5には（団地内貫通道路の見直し等、事業計画の変更に関しては）「起業者と関係住民で協議すべきこと」などの意見や見解があり、これらは事業認定告示後も有効かつ有意、遵守すべき事項であり土地を収用することとは別の問題です。事業認定の告示に併せて上記の意見があることは住民の希望でもあります。

一貫して常陸太田市は住民に対する「丁寧な説明」や「住民との話し合い」を避けて来ましたが、今後は決定ルートの合理性や見直し案、万が一住宅団地内貫通道路建設を強行する場合の安全や環境の変化とその対策等について、協議して頂きたいのです。

については、令和5年度第1回茨城県事業認定審議会の事務局である貴部門に対して、お願いとご回答頂きたい質問を記しますので、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

## 事業認定告示に関する質問とご回答依頼 及び あっせん依頼

## 1. 事業認定告示に関する質問とご回答依頼

文書5に記載の「認定庁の見解」のうち、今回は以下の点について認定庁見解の根拠をご説明頂きたい。

- (1) 文書5の6ページ及び8ページ：法第20条 第3号要件に関する認定庁の見解について

認定庁は「本件事業の全体計画区間に対し、起業者は3つのルート案すべてのB/Cを算出しており、採用されたルートは1.17と、より便益性が高いことが確認できる。」とあります。

質問1：住民要望の要点は全体区間ではなく住宅団地内貫通部(起業者の資料における区間I)から同じく亀作町県道61号交差点までの区間IIの部分で別ルートにする：国道293バイパスおよび県道61の現道を利用する、ということです。(これを採用すれば維持費を除いても最大89億円以上のコスト減になると想定される)

この区間の事業費は令和5年7月の起業者による一般市民説明会では住民からの質問に起業者は約65億円と回答しましたが、9月17日の事業認定説明会以降は約40億円に修正されました。

一方、10月24日に事業認定申請書を閲覧した際に、申請書及び立会頂いた起業者に確認したところ、ルートの比較検討は区間IIの中の3ルートを想定して実施したと回答頂きました。またそこでB/Cは評価していないことも確認させて頂きました。

10月29日に団地内住民向けに実施した説明会の席上質疑では、起業者責任者から口頭でB/Cは1.17との説明がありましたが、区間については説明頂けませんでした。仮に区間I IIのB/Cが1.17である場合、Bは約47億円となります。

一方、茨城県土木部が令和5年6月に発行した道路整備プログラムによれば県の事業費は以下とされています。

- ・常陸太田市市道0139号線(幡町)2024年度 44億円
- ・同(真弓町) 2024年度 45億円

真弓トンネルおよび前後明かり部(区間III)の事業費はトンネル部が70億円、明かり部が25億円で事業は令和9年～11年に実施という工程になっています。従って上記の事業費合計89億円は区間I IIにかかる事業費と考えられます。この場合、新たに発生するコストだけでもB/C=約0.53、仮に区間IIIの明かり部を先行すると考えてもB/C=約0.73となります。

- ①起業者が評価し認定庁が確認したという3ルートは何処なのか、具体的に示してください。
- ②10月24日以降に該当区間のB/Cを評価しているのであれば、その評価結果を具体的に示すよう起業者と住民の協議をあっせんして下さい。

## 2. 事業認定告示・答申および認定庁見解による「あっせん」依頼

- (1) 文書5の2ページ及び7ページ：意見書「土地収用法における事業認定について、及び 公聴会公述人1の意見に対する認定庁の見解 について

「法17条の規定により,市町村が起業者となる事業の認定を行うのは、都道府県とされている。」とあります。

前項でも述べた通り、常陸太田市道0139号線整備でありながら、茨城県土木部が設計し／工事を発注し／施工管理等を行い事業を推進すること。現道である日立市内の県道61号端点と常陸太田市内端点を結ぶ道路であること。維持管理技術が比較的高度であり費用も大きいことから、市道0139号線／6750号線として完成後は県道化すること。

さらには、平成30年以前は茨城県事業として推進していたことを踏まえると、本事業は起業者のみ市に付け替えた事業です。

法的にはこのような付け替えを禁止する条項はなく、違法ではありませんが、市民・県民は公職にある方々の良識・良心やモラルを信じて事業を附託しているものです。 私たち関係市民は、今回、この信頼を裏切られたと感じています。

さらには、私たち住民代表が、茨城県の公共事業認定や評価に関わる学際分野の委員の方にご相談したところ、行政側に異論や疑義を発した場合には、委員の仕事が来なくなるだけなので、実質的に行政の意に沿った審議しかできない。と言われたとのことでした。

依頼事項：事業認定審議会が開催されるにあたり関係者として傍聴を希望したが、許可頂けなかった。実際に密室審議となっており、提出した意見書や公聴会公述は事務局(実質当事者である茨城県土木部)の見解のみで審議や評価をされている。市民にとっての唯一の救いは、事業認定とは別に事業の推進にあたっては、住民に丁寧な説明や話し合いを行い、合意形成を行うこと、と意見や見解を示して頂いていることです。

これを踏まえて、起業者である常陸太田市と利害関係のある市民の対話、事業計画や推進に関わる具体的な協議、常陸太田市による丁寧な説明を実現して頂けるよう、貴部門にあっせんをお願いいたします。

以上